

平成 25 年 6 月

0.05mg/L 以下

0.04mg/L 以下

0.01mg/L 以下

0.006mg/L 以下

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)について

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)が環境基本法に基づく水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全に係る環境基準の項目に追加されることが告示され、平成25年3月27日より施行されました。

○直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)とは、

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸およびその塩は、ベンゼン環に直鎖のアルキル基が結合した直鎖アルキルベンゼンにスルホ基が結合した化合物です。家庭用・業務用洗剤に多く用いられ、商用の直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)は、アルキル基の炭素数や結合位置の違いなど20以上の混合物からなります。

○水生生物の保全に係る水質環境基準とは、

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ま しい基準として定められており、「人の健康の保護に関する環境基準」(健康項目)と「生活環境の 保全に関する環境基準」(生活環境項目)に分けられています。

水生生物の保全に係る環境基準は、生活環境項目に位置付けられており、水生生物の生息状況に 応じて水域が類型化され、その水域類型ごとに基準値が定められています。

項目	水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
直鎖アルセ		生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以7
		生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場としてはに保全が必要な水域	0.02mg/L 以つ

コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域

生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の

生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な

表.1 水質汚濁に係る環境基準(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸およびその塩)

水生生物の保全に係る環境基準は、全亜鉛、ノニフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)の3項目となりました。些細な事でもお問い合わせ頂けると幸いです。

http://www.let-toyokankyo.com



生育場として特に保全が必要な水域

水牛牛物の牛息する水域

河川及び

湖沼

海域

生物B

生物特B

生物A

生物特A

ルベンゼンスルホン酸及びその

ISO 9001:2008 認証取得 (分析施設)